

【変更認定申請手数料等】

認定を受けた計画内容に変更が生じた場合の変更認定申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条）	認定申請手数料の1/2の額
譲受人決定時の変更申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条）	1件につき1,700円
売買や相続等により所有権や建物の管理権限を承継する場合の承認申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条）	1件につき1,700円